

～お知らせ～

令和6年能登半島地震による「り災証明書」の判定結果が準半壊以上の被保険者様は、住宅改修費のご本人負担分（1割～3割）が免除になります。工事完了後に提出される書類と一緒に「り災証明書」のコピーをご提出ください。ただし、免除期間に該当する場合が対象です。

また、「り災証明書」の交付がまだの場合は次の2種類の方法があります。

- ①判定結果を待って全額受領委任払いをご希望する。

ご本人負担分（1割～3割）を含めて施工業者に介護保険から支払う方法です。

- ②判定結果を待たずにご本人負担分（1割～3割）を施工業者に支払い、判定結果が「準半壊以上」であれば「還付申請※」を行いご本人負担分を還付してもらう。

※還付申請については、下記問い合わせ先にお聞きください。

《お問い合わせ》

新潟市介護保険課介護給付係

電話025-226-1273